

校正受託業務約款

第1条(総則)

本約款は、お客様(以下甲という)とテクノレント株式会社(以下乙という)との間において、甲が乙に対して、甲の保有する機器(以下校正物件という)の校正業務を委託し、乙がこれを受託する契約について、別に契約書類または取り決め等による特約が無い場合に適用されます。

第2条(個別契約)

甲からの校正業務委託に際し、乙は見積を提出し、甲がこれに同意することにより契約が成立するものとします。

第3条(解約)

解約は原則として認められませんが、甲の書面による解約の通知により、乙がやむを得ず承諾した場合であっても、解約承諾日までに実施した校正物件の校正業務の進行度合いにより、乙の定める解約料を乙に支払うものとします。

第4条(校正物件の受渡及び費用負担)

1. 甲は乙の指定場所に校正物件を発送する事とします。
2. 校正作業終了後、乙は甲の指定する日本国内の場所において引き渡すものとします。
3. 校正物件の受渡に要する費用については、甲が負担するものとします。

第5条(校正業務)

乙は、甲の校正物件を乙の作業標準に従って校正し、校正に使用する標準器等は、乙のトレーニング体系に従い、常に国家基準トレーニングがとれるように維持します。

第6条(校正業務の方法)

乙は校正業務を、乙の技術センターにおいて実施することを原則とします。

第7条(校正業務の中止)

乙は、甲の校正物件の校正業務を受託した場合でも、諸般の都合により、校正業務を行えない事由が発生した場合には、甲に通知の上、校正業務を中止する事が出来るものとし、その場合の費用負担は別途双方で協議するものとします。

第8条(メカ校正等)

特殊な標準設備を要する等の事由により、乙で校正出来ない校正物件については、乙はその校正物件を製造会社または他の校正機関・事業者に校正委託(以下外部委託校正という)できるものとします。

第9条(成績書等の発行)

乙の発行する成績書等には、試験成績書、校正証明書、トレーニングチャート等があり、乙は甲の要求により有償にて作成し発行するものとします。

第10条(納期)

納期については契約時に定めるものとし、下記のものについてはこの納期から除外します。

- 修理を要するもの
- 外部委託校正のもの
- 輸送会社のトラブル等による予期せぬ遅延
- その他、予期せぬ事由で校正作業が中断された場合の遅延

第11条(校正料金)

校正料金、成績書等の費用、輸送費については、別途乙の定めた校正料金表によります。なお、料金表に定めのない事項は契約時に定めます。

この校正料金表の内容は、経済状況等により随時変更できるものとし、甲の要求で乙が以下のような作業を受託した場合は校正料金表に割増料金で加算します。

- 甲の要求で標準期間より短期間で校正した場合
- 休日(土日・祝日)に校正した場合
- 甲の指定により、乙の標準以外の方法で校正した場合

第12条(検収)

甲は校正が完了した校正物件が納入された日を含め7日以内に確認検査を行い、その検査に合格した時点で検収完了とします。また、納入日より7日以内に、甲から乙に異議の申し立てが無い場合は確認検査に合格したものとみなします。

また、計測器は取扱い方法、使用環境等によってその値が大きく変わる場合がありますので、検収後の校正値及びそれに関わる損失等については保証外とします。

第13条(支払条件)

第11条に定める校正料金等の支払いについては、甲乙間において別途校正契約にて定めるものとします。

第14条(校正完了品の明示方法)

乙は校正が完了した校正物件に、乙が定める標準の校正パベル等をはり、校正が完了した年月若しくは校正有効期限年月を明示します。

第15条(不適合品の処置)

校正中に不適合が発見された場合、乙は校正を中断してすみやかに甲に連絡し、甲の指示があるまで不適合品として管理します。

第16条(修理)

修理を要する校正物件は、甲が承諾した場合に限り乙が修理または製造会社に修理を依頼し、修理完了後の物件を校正します。この場合は乙の定める校正料金の他に製造会社の修理費用と乙の管理費用が加算されます。また、校正中に修理を要することが判明した場合は校正を中断し、乙はすみやかに甲に連絡のうえ、その後の処置について双方で協議するものとします。

第17条(校正結果の記録・保存)

乙は、校正物件の校正結果を記録し、乙の校正完了日より11年間保存するものとし、保存期間中に甲から要求があった場合は、乙の規定に従い有償にて成績書等を作成、発行するものとします。

第18条(機密保持)

甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、本約款に基づく契約に関連して知り得た相手方固有の技術上、販売上その他業務上の機密を、契約期間はもとより契約終了後も第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、甲及び乙は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとします。ただし、下記の事項は除外します。

- ① 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責めによらずして公知となったもの。
- ② 甲または乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
- ③ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- ④ 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第19条(免責事項)

天災地変・戦争・輸送機関のトラブル等、不可抗力による事由により、校正物件の一部または全部について契約の不履行、遅延、解除などのやむを得ない事態が生じた場合、乙はすみやかに甲に連絡するとともに、不可抗力の解消に努力を払いますが、この場合の乙の損害賠償責任、その他の責任は免除されるものとします。

第20条(債務不履行など)

甲が次の各号の一つに該当した場合、期限の利益を喪失し、乙は催促をしないで本約款及び校正受託契約の全部または一部を解除することができます。

この場合、甲は乙に対して、未払い金銭債務全額を直ちに払い、乙になお損害があるときにはこれを賠償するものとします。

- ① 支払いを一回でも遅延し、または本約款及び校正受託契約の各項目に違反したとき。
- ② 支払を停止、または手形、小切手の不渡り処分を受けたとき。
- ③ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生、会社整理等の申立てがあったとき。
- ④ 事業を休業止し、または解散したとき。
- ⑤ その他、乙の判断により契約の継続が困難と認められたとき。

第21条(反社会的勢力との関係排除等)

① 甲及び乙は、自己、自己の役員(名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう)若しくは業務従事者又は本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)であること
2. 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支度的な影響力を有すること
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
4. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
6. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 甲及び乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

③ 甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。

1. 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
2. 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
 - (1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
 - (2) 事実と反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
 - (3) 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
 - (4) 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

第22条(遅延利息)

甲が校正受託契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の遅延利息を支払うものとします。

第23条(校正物件の滅失及び毀損)

甲の校正物件を乙の責任に帰すべき事由により滅失または毀損した場合、乙は修理可能な場合は修理を行い、修理不可能な場合は、甲の選択により、同種の物件と交換するか、もしくは校正物件の購入代金を超えない範囲の相当額を甲に支払うものとします。

第24条(消費税、地方消費税の負担)

甲は乙に対し、校正料金等の請求時点の校正料金等に対する税法所定の税率による消費税額、地方消費税額を校正料金等に付加して支払うものとします。

第25条(管轄裁判所)

本約款およびこれに基づく契約についての紛争解決の第一審裁判所を東京地方裁判所本庁または東京簡易裁判所とすることに合意します。

第26条(特約事項)

校正受託契約について、別途書面により特約した場合、その特約は校正受託契約と一体となり、これを補完および修正するものとします。

第27条(付則)

本約款は、2015年10月1日以降に締結する校正受託契約に適用します。

以上